土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、 県営水利施設等保全高度化事業(畑地帯総合整備事業(畑地帯総合整備中山間地域型))瀬戸谷地区亀窪工 区(藤枝市)の換地計画書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦 覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、静岡県を被告として、計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に取消しの訴えを提起することができる。

令和7年1月24日

静岡県知事 鈴木康友

1 縦覧場所

静岡県のウェブサイト (換地計画書の写しのうち、個人情報を含まない部分に限る。)及び志太榛原農林 事務所

2 縦覧期間

令和7年1月24日から令和7年2月21日まで